

岡山県が育成した登録品種等を利用される皆様へ



岡山県が育成した登録品種の利用に関わる方針をお知らせします

1 種苗法改正の概要 ～ 種苗法が一部改正されました ～

- 登録品種の育成者権者が海外への種苗の持ち出しや国内栽培地域を制限できます。(令和3年4月1日から適用)
- 登録品種の自家増殖は、育成者権者の許諾が必要となります。(令和4年4月1日から適用)
※ 自家増殖とは、農業者が得た収穫物の一部を自己の農業経営において更に種苗に利用することです。

2 岡山県登録品種（登録品種及び出願品種）の取扱い

- (1) 県登録品種の種苗を海外に持ち出すことを禁止します。(一部品種を除く。)
- (2) 今後の出願品種については、岡山県内での栽培に限定します。
なお、既存の県登録品種は、種苗販売業者等との契約において、栽培地域が制限されています。
- (3) 自家増殖については、下記〈種苗管理の遵守事項〉を条件に許諾し、手続及び利用料を不要とします。(一部品種を除く。)
- (4) 上記(1)～(3)を基本としつつ、引き続き、産地育成やブランド戦略等を勘案し取扱いを検討します。

〈種苗管理の遵守事項〉

- ① 自家増殖により得た種苗は有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと
- ② 品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別して利用すること
- ③ 自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること
- ④ 自家増殖に関連する岡山県の調査に協力すること
- ⑤ 第三者から自家増殖した種苗を譲り受けたい又は譲渡したい旨の申出があった場合は、遅滞なく県に報告すること
- ⑥ 種子については、品質維持の観点から、数年ごとに更新を行うこと

※ 自己の農業経営向けに増殖を行った時点で、この遵守事項に同意されたものとみなします。

- 詳しくは、県農林水産総合センターホームページをご確認ください。
<https://www.pref.okayama.jp/site/22/detail-69218.html>



岡山県農林水産総合センター
普及連携部 産学連携推進課
TEL:086-955-0273 (直通)
FAX:086-955-3269

岡山県
農林水産部 農産課
TEL:086-226-7425 (直通)
FAX:086-224-1278